

3 2 6 国債を受ける権利の差押えに伴う交付差止

対象となる 国債	引揚者国庫債券・引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券
-------------	------------------------------

* 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において取扱うことができる。

交付差止

- 財務局（事務所）から自店を交付取扱店とする上記記名国債について、国税徴収法の規定による滞納処分のため差押えがあった旨の通知を受けたときは、該当の証券が交付済かどうかを調べ、その結果を速やかに財務局（事務所）へ通知する。

- * 地方税法・各種の社会保険法による差押えなど、国税徴収法の例によって処分する旨定められている場合にも同様の取扱がある。

- * 事務集中センター等において記名国債証券交付事務を行う場合であっても、差押えがあった旨の通知は、財務局（事務所）から代理店に送付される。

- 該当の証券をまだ交付していないときは

- 自店において保管中の交付内訳書の該当備考欄に通知日付を表示し、「交付差止」と記載する。

- 証券は、交付差止分である旨の付せんをつけるなど他のものと区別して保管し、別途財務局（事務所）から通知があるまで差押人に対しても交付しない。

- 交付差止後の取扱については、統轄店（本店管下代理店は業務局国債証券業務グループ）へ照会し、その指示により取扱う。

交付内訳書の記載例

債 発 行 請 求 内 訳 書

第二十二回特別給付金国庫債券

取扱財務局等の 名 称	交付取扱店 の 名 称	代 理 受 領 者 (市区町村長等名)
〇〇財務事務所	日 本 銀 行 〇〇代理店	〇 〇 市 長

人 地	償 還 金 支 払 場 所	※証券番号	備考
〇〇市	〇〇 郵便局	0741407	
	〇〇 郵便局	0741408	19. 11. 1 交付差止